

## 別表十（六）の記載の仕方

### 1 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、医療法人が措置法第67条（社会保険診療報酬の所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結親法人である医療法人が同法第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- (2) 「同上のうち社会保険診療報酬に係る経費の額5」には、個々に計算できるものはその額によるほか、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入額は一括評価金銭債権の額の比による等適正な基準により配分して計算した金額を記載します。この場合、経費の額を配分して計算したときはその明細を添付してください。
- (3) 「損金算入限度額3」及び「損金算入限度額の計算」の各欄は、その医療法人が仮決算による中間申告をするとき又は連結親法人である医療法人が仮決算による連結中間申告をするときは、各欄中、「7,000万円」とあるのは「3,500万円」と、「2,500万円」とあるのは「1,250万円」と、「3,000万円」とあるのは「1,500万円」と、「4,000万円」とあるのは「2,000万円」と、「5,000万円」とあるのは「2,500万円」と読み替えて記載します。

### 2 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

この明細書は、農地法第2条第3項（定義）に規定する農地所有適格法人（以下「農地所有適格法人」といいます。）が措置法第67条の3（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人である農地所有適格法人が同法第68条の101（農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

### 3 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

この明細書は、法人が措置法第66条の11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。